

小値賀町介護予防センターの指定管理者募集要項

令和2年11月4日
小 値 賀 町

1. 目的

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、小値賀町介護予防センターの管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集するために必要事項を定めるものとする。

2. 指定管理者の指定

小値賀町介護予防センターの指定管理者については、条例第4条の規定に基づき、小値賀町介護予防センターの管理運営を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「団体」という。）を選定し、町議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3. 施設の名称等

- (1) 名 称 小値賀町介護予防センター
- (2) 位 置 小値賀町笛吹郷2367番地
- (3) 概 要
 - ア. 床 面 積 2階 467.6 m²
 - イ. 建 築 構 造 鉄筋コンクリート2階建
 - ウ. 施 設 ・ 設 備 別表1のとおり

4. 応募資格

- (1) 団体であること。（法人格は、必ずしも必要ではない。）
- (2) 団体又はその代表が次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア. 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ. 破産者で復権を得ない者
 - ウ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - オ. 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ. 国税及び地方税を滞納している者

5. 応募方法

指定管理者指定申請書に必要書類を添えて小値賀町福祉事務所に直接持参すること。

(1) 受付時間

令和2年11月4日（水）から令和2年12月4日（金）まで。

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日曜日及び祝日は除く。

(2) 受付場所

小値賀町福祉事務所

6. 提出書類

(1) 申込書（第1号様式）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

ア. 法人の場合

登記簿謄本、団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

イ. 法人以外の団体

団体の規約、代表者の身分証明書及び納税証明書又は納税義務のない旨を記載した申立書（第2号様式）

(3) 管理業務の計画書

(4) 管理に関する収支計画書

(5) 応募団体の経営状況を説明する書類

ア. 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ. 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ. 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにあわび館の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

(6) 応募団体の活動内容を記載した書類

ア. 事業報告書（作成している場合のみ）

イ. 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類

7. 管理運営の基本的な考え方

この施設は、高齢者の閉じこもりを防止し、要介護状態になることを予防するために趣味活動の場や生涯学習の場を提供し、積極的な仲間づくりや同世代又は異年齢層とのふれあい交流を図るとともに、介護予防事業、健康増進事業等を行い、高齢者の福祉に資するための施設である。

なお、施設の運営にあたっては、小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例及び小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例施行規則等を遵守すること。

- (1) 施設の設置趣旨に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 特定の団体及びグループ等に対して、有利又は不利になるような取扱をせず、公平・公正な利用に努めること。
- (3) 利用者の意見、要望等を可能な限り反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (4) 適正かつ効率的な運営に努めること。
- (5) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

8. 指定管理者が行う業務

法令の定めるところにより、町長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可等に関する業務
- (2) 利用料の收受
- (3) 施設内でのサービス、指導等に関する業務
- (4) 施設及び附帯設備等の維持管理（改修に係るものを除く。）に関する業務
- (5) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めるもの
なお、詳細な業務内容については、別紙、仕様書に記載のとおりとする。

9. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。ただし、この期間は議会の議決を経て決定することになる。

10. 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

町長は、小値賀町公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を聴いて、書類審査等により選定する。ただし、応募された団体の中から、必ず選定されるとは限らない。

(2) 選定基準

- ア. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ. 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- エ. 収支計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- オ. 地域における住民の声が反映される管理が行われること。

11. 協定の締結

指定管理者として指定を受けた団体は、次の事項について、町長と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(1) 指定期間に関する事項

- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長が別に定める事項

12. 経費等

指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法については、基本協定書及び年度協定書で定めるものとする。

13. その他

- (1) 申請者からの聞き取り調査について
必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聞き取り調査を行うこととする。なお、詳細については後日連絡することとする。
- (2) 選定結果等
申請書類及び選定結果については、公表する場合がある。
- (3) 参考資料
 - ア. 地方自治法
 - イ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - ウ. 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
 - エ. 小値賀町介護予防センター設置及び管理に関する条例
 - オ. 小値賀町介護予防センター設置及び管理に関する条例施行規則

14. 申請書類の提出及び問い合わせ先

小値賀町福祉事務所 福祉係

住所 〒 8 5 7 - 4 7 0 1 北松浦郡小値賀町笛吹郷 2 3 7 6 番地 1

電話 0 9 5 9 - 5 6 - 3 1 1 1

別表1 「施設・設備」

施設及備品の種類	構造	規模	数量	備考
社会福祉施設	鉄筋コンクリート 造2階建	2階 467.6 m ²	一式	リハビリ室・集会 室
電話機		JD-G31CL	1	リハビリ室
ポータブルCDシステム			1	リハビリ室
フロアーケース			1	リハビリ室
メタルラック			1	リハビリ室
液晶テレビ			1	集会室
ミーティングテーブル		BT-507PAW	1	集会室
ブルーレイレコーダー			1	集会室
スピーカーセット			1	集会室
掃除機		日立 CV-PE90N	1	集会室
DVDプレイヤー			1	集会室
CDラジカセ			1	集会室

参 考 资 料

地方自治法

発令 　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和2年6月24日号外法律第62号

改正内容：令和2年6月10日号外法律第41号[令和2年10月1日]

〔関係私企業への就職の制限〕

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔請負人等となることの禁止〕

第四百二十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔委員会及び委員の設置〕

第八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

② 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- 一 公安委員会
- 二 労働委員会
- 三 収用委員会
- 四 海区漁業調整委員会
- 五 内水面漁場管理委員会

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

④ 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

- ⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- ⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- ⑧ 第四百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定

めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

地方自治法施行令

発令　　：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：令和2年9月9日政令第271号

改正内容：令和2年9月9日政令第271号[令和2年10月1日]

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例

平成11年10月 1 日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため小値賀町が設置した又は管理する公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合に、当該使用を制限することを目的とする。

(公の施設の使用の制限)

第2条 小値賀町が設置した又は管理する公の施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）は、当該公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該使用を許可しないものとする。

(公の施設の使用許可の取消等)

第3条 公共施設の管理者は、当該公の施設の使用を許可した後にその使用が前条に該当することが判明した場合においても、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、当該取消し、又は中止に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例施行規則

平成11年10月 1 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、小値賀町が設置した公の施設の使用規制に関する条例（平成11年小値賀町条例第12号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用を制限する場合の例示)

第 2 条 条例第 2 条に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の資金獲得を目的とする活動であると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の威力誇示を目的とする活動であると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の維持強化を図ることを目的とする活動であると認めるとき。

(使用を制限する場合の措置)

第 3 条 小値賀町が設置した又は管理する公の施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）は、当該公の施設の使用を制限する場合に該当するか否かについて疑義がある場合は、町長に対し次に掲げる事項について、通報するものとする。

- (1) 当該公の施設の使用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる事由
- (2) 使用申請者の住所及び氏名
- (3) 開催が予定されている行事の内容
- (4) その他参考事項

2 町長は、公共施設管理者から前項の通報を受けたときは、直ちに当該使用の申請に係る情報を収集し、当該公の施設の使用を制限する場合に該当するか否かの判断を付して公共施設管理者に通知するものとする。

(使用申請書等における特記事項)

第 4 条 公共施設管理者は、当該公の施設に係る使用申請書等に、条例第 2 条に規定する使用の制限の内容並びに条例第 3 条に規定する取消し及び中止に伴う損害賠償の責を負わない旨を記載し、

当該申請者に署名押印させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例

平成23年9月22日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、小値賀町介護予防センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 高齢者の閉じこもりを防止し、要介護状態になることを予防するために趣味活動の場や生涯学習の場を提供し、積極的な仲間づくりや同世代又は異年齢層とのふれあい交流を図るとともに、介護予防事業、健康増進事業等を行い、高齢者の福祉に資するためセンターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小値賀町介護予防センター

位置 小値賀町笛吹郷2367番地

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護予防に関すること。
- (2) 高齢者の生きがい活動及び健康づくりに関すること。
- (3) 家族介護支援に関すること。
- (4) 高齢者相互及び異年齢間層のふれあい交流の推進に関すること。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときには、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日及び祝祭日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長に申請し、その許可を受けなければな

らない。ただし、第4条の事業目的達成のためにあらかじめ利用登録をした者については、利用の許可を受けたものとみなす。

2 町長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の許可の制限)

第7条 町長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 施設(附属設備を含む。)を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他センターの管理運営に支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 第6条の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の目的に違反して利用したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (3) 施設の利用が、前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 利用者が、この条例の規定に違反したとき。
- (5) 利用者が、利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (6) 当該許可に係る施設が災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (7) その他町長が特に必要と認めたとき。

(利用料金)

第9条 第4条の事業のために利用する場合の利用料金は、無料とする。ただし、事業の実施に支障のない限りにおいて利用の許可を受けた者は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、前納とする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第10条 町長は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により施設（附属設備を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可、利用の制限、利用条件の変更、利用の停止、利用許可の取消し等に関すること。
- (3) 施設（附属設備を含む。）の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務に関すること。

(利用料金の納入)

第14条 第12条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定により許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(利用料金の収入)

第15条 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、第9条及び第10条の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第16条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除すること

ができる。

(利用料金の還付)

第17条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用料金を納付した者の責に帰すことができない理由によりセンターを利用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第9条、第14条関係)

利用料金

室名	利用時間・利用料金	
	4時間以内	超過1時間につき
リハビリ室	1,000円	300円
集会室	500円	150円

備考

町外在住者又は町外に所在する法人若しくは団体等が利用する場合は、1.5倍に相当する額とする。

○小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年9月22日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、小値賀町介護予防センターの設置及び管理に関する条例（平成23年小値賀町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 小値賀町介護予防センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者は、利用期日の5日までに利用許可申請書（別記様式）を提出しなければならない。

2 センターの利用の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、その旨を利用期日の前日までに届出をしなければならない。

(利用者の遵守事項)

第3条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火災、盗難の予防及び秩序維持に協力すること。
- (2) 許可なく寄附の募集、物品の販売、宣伝、広告の指示又は配布をしないこと。
- (3) 動物を連行しないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす物品を携行しないこと。
- (5) 前各号に掲げた事項のほか、管理上必要と認められる事項

2 利用者は、建物、設備、備品等を滅失し、又は毀損したときは、直ちに管理者に届出をしなければならない。

3 利用者は、その利用が終わったときは、利用した設備等を清掃して現状に復さなければならない。

(違反処分)

第4条 利用者が条例及びこの規則に違反する行為をしたときは、直ちに退出を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式略